水海道都市計画 地区計画の決定 【常総インターチェンジ周辺地区 地区計画】

計 画 書 (常総市決定)

平成 29 年度 常 総 市

水海道都市計画地区計画の決定(常総市決定)

都市計画常総インターチェンジ周辺地区 地区計画を次のように決定する。

	名 称	常総インターチェンジ周辺地区 地区計画		
	位 置	常総市三坂町字 六畝町,卯ノ起,向町及び下向町の各一部 常総市三坂新田町字 前田,向田,浦田及び沖田の各一部		
面積		約 34. 1ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、常総市中央部、鬼怒川東部に位置し、国道 294 号、県道土浦坂東線及び、平成 28 年度に供用を開始した圏央道常総インターチェンジに面しており広域アクセス性に特化していることから、産業系土地利用の需要が高まっている地区である。 本市では、地域の活性化を図るため、産業用地の確保と維持を重要な施策として掲げており、本地区は、常総市都市計画マスタープランにおいて、都市の活を創出するための新たな産業機能集積を進める地区として位置付けられている。一方で本地区は、本市鬼怒川東部に広がる一団の農地の一部でもあり、本市の登業化の拠点として、市全体の農業振興の核となる土地利用を図るアグリサイエンスバレー構想地として定められた地区である。 また、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害をうけ策定された常和復興計画においては、近隣住民等の一時避難場所や広域交通性を生かす防災地点として位置づけられている。 このような動向を踏まえ、参入企業の良好な操業環境を図ると共に、周辺環境との調和を踏まえた良好な産業拠点を形成するため地区計画を定めるものである。		
	土地利用の方針	6次産業化の拠点として多面的な土地利用を図ることから、産業地区と複合地区に区分する。 産業地区については、加工・流通を担う産業系市街地として、加工施設、流通・運輸等の土地利用を誘導する。 一方、国道 294 号に接し、圏央道常総インターチェンジ上り側に位置する複合地区については、幹線道路に面する位置特性を考慮し、販売を担う産業系市街地として直売所施設等に加え利便施設等の土地利用を誘導する。 また、敷地境界からの後退部分については、地区の良好な環境の創出を図るため、中低木による緑化を推進する。		
	建築物等の 整備の方針	「準工業地域」の建築物の用途制限を基本としつつ、建築物の誘導を図る。 産業地区においては、加工施設、流通・運輸等の集積を図るため、建築物に関する地区整備計画において用途の純化に向けた建物用途の規制を行う。 また、複合地区については、新たに供用を開始する圏央道常総インターチェンジや国道 294 号等の交通アクセスの高さを生かした、直売所施設等や利便施設等の立地を誘導する。		

地区整備計画	地 区 建築物等に関する事項の 分	名称	産業地区	複合地区
		面積	約 23. 8ha	約 10. 3ha
		建築物の用途の制限	築する長屋を除く) □共同住宅、寄宿舎又は下宿(ただために建築するものを除く) □ボーリング場、スケート場、水浴場その他これらに類する運動施設□カラオケボックスその他これらに型するもの□キャバレー、料理店その他これらに類するもの□キャバレー、料理店その他これらに類するもの□神社、寺院、教会その他これらに□自動車教習所□畜舎	日に存する事業所が従業員のために建し、地区内に存する事業所が従業員の は場、ゴルフ練習場、バッティング練習 は に類するもの の場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 のに類するもの 同覧場又はナイトクラブその他これらに
		建築物の 容積率の 最高限度	200%	
		建築物の 建ペい率の 最高限度	60%	

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置 の制限	「敷地境界からの距離の制限」 周辺環境の保全を考慮し敷地周辺に緑地帯を確保するため、建築物の壁、若しくはこれに代わる柱又は高さ 2mを超える門は、当該敷地の規模に応じ次に表示する壁面線を越えて建築してはならない。 ■敷地境界からの後退距離 ○1.0ha以上 1.5ha未満:敷地境界から 4m ○1.5ha以上 5.0ha未満:敷地境界から 5m ○5.0ha以上 15.0ha未満:敷地境界から 10m
			○15. 0ha 以上 25. 0ha 未満:敷地境界から 15. 0m ○25. 0ha 以上:敷地境界から 20. 0m
		建築物等の 形態又は 意匠の制限	建築物の屋根並びに外壁及びこれらに代わる柱の色彩は、周辺の環境と 調和したものとする。
		垣又はさくの 構 造 の 制 限	道路に面する垣又はさくの構造は、生け垣 、フェンスその他これらに 類する開放性のあるものとする。ただし、フェンスの基礎 、門柱 、門扉 その他これらに類するものはこの限りでない。
		適用の除外	次に掲げる建築物については、当該制限を適用しない。 1. 本地区計画の都市計画決定の告示の際、現に存する建築物が、本地区整備計画に適合しないもの(但し、適法に建築されたもの) 2. 市長が、公益上必要な建築物等で機能上又は性質上やむを得ず、かつ、良好な景観の形成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認めたもの

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由:良好な産業系市街地の形成を誘導するため地区計画を決定する。